

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年8月6日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 0件

3. GIIIグレード 11件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)の点検時、No. 12シリンダの排ガス温度検出器においてコネクタのネジ部が破損していることを確認した。当該部を修理。	
2	1号機	荒浜側補助ボイラー3Aの自動水張り実施時、給水調節弁の弁開度が75%開状態のまま動かないことを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	2号機	ほう酸水注入系タンク保温用ヒーター表面温度指示計(接点付)の点検時、動作値の誤差が管理値を超えていることを確認した。当該指示計を修理。	
4	3号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(B)(D)の点検時、分解部品の浸透探傷検査において指示模様を確認した。当該部品を修理。	
5	4号機	直流125V常用充電器盤4Aにおいて「制御電源喪失」の現場警報が点灯していることを確認した。現場の各指示計は通常値と変わらず異常なし。当該事象の原因を調査。	
6	4号機	タービン建屋低電導度廃液系/高電導度廃液系排水槽(B)室において壁面から地下水(汚染なし)が浸み出していることを確認した。当該壁面を点検・修理。	
7	5号機	燃料プール冷却浄化ろ過脱塩装置(A)プリコート入口弁の弁棒付け根部から水のにじみを確認した。当該部を点検・修理。	
8	5号機	タービン建屋地下2階において、工具箱を消火器の安全ピンに接触させ、消火剤粉末を噴霧させたことを確認した。消火剤を拭き取り済み。周辺機器への影響は無し。	
9	6号機	コントロール建屋の計測制御電源盤区域(A)送風機室内の給気ダクトから結露水が蛍光灯に滴下していることを確認した。当該蛍光灯を養生。	
10	7号機	原子炉格納容器ドライウェル高電導度廃液系排水槽ポンプ(A)出口逆止弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
11	7号機	直流125V充電器盤7C直流過電流継電器の点検時、動作不良を確認した。当該継電器を修理。	